

共生型生活介護

共 生 型 生 活 介 護
ア ゼ リ ー 江 戸 川

重要事項説明書

社会福祉法人 江寿会

1. お問い合わせ先

アゼリー江戸川

連絡先：03（5607）0482

2. 共生型生活介護の内容

ご 利 用 日	利用者・事業者・相談支援専門員などが協議の上で決定します
ご 利 用 時 間	8：30～17：30
ご 利 用 コ ー ス	利用者・事業者・相談支援専門員などが協議の上で決定します
ご 利 用 場 所	東京都江戸川区本一色2丁目13番地25号
ご利用可能設備等	食堂兼機能訓練室（223.95㎡） 相談室（6.75㎡） 静養室（6.3㎡） 浴 室（特殊浴槽・一般浴槽） 送迎車（福祉車両5台）
サ ー ビ ス 内 容	個別支援計画に沿って送迎・食事の提供・入浴介助・機能訓練その他必要な介護等を行ないます

3. 料金

①利用料金

利用料金は、利用者負担額1割の合計額です。（所得に応じて利用者負担限度額があります。）

②食事代

食事代は、1食650円（食事提供加算該当者は、食材費に掛かる320円）となります。

4. キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、通常ご利用料金の自己負担額分（各加算サービスは除きます）のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承ください。

※ご利用日の当日の午前8時30分までにご連絡頂いた場合、キャンセル料は不要です。

体調の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合も、キャンセル料は不要です。

【契約書第6条を参照】

5. 健康上の理由による中止

①病気や体調不良等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族や相談支援専門員などに連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医などに連絡を取るなど必要な措置を講じます。【契約書第6条を参照】

6. 感染症対策

- ①当事業所は、事業所内で発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。
- ②ご利用者様の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
 - ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備をしています。
 - ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的実施します。

7. 事業継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます

10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
-------------------	----	-------	----

11. 緊急連絡先（必ず連絡の取れる方の住所・電話番号又は携帯電話の番号をご記入下さい）

なおご家族様メールアドレスにつきましては送迎時間やそのほか、急を要さないご連絡の際ご使用させていただきます。

氏 名	
住 所	〒
電話番号	()
携帯電話	()
メールアドレス	@
続 柄	

12. 主治医

病 院 名	
診療所名	
医 師 名	
住 所	〒
電話番号	()

13. 相談、要望、虐待、苦情などの窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情などはサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい

☆サービス相談窓口☆

担当部署：アゼリー江戸川 担当 篠崎・坂本

電話番号：03（5607）0482

受付時間：月～土曜日 8：30～17：30

江戸川区社会福祉協議会

電話番号：03（3653）6275

受付時間：月～金曜日 8：30～17：00

江戸川区福祉部障害者福祉課事業者調整係

電話番号：03（5662）0712

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局

電話番号：03（5283）7020

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

上記の重要事項を確認の上で本書2通を作成し、ご利用者と事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

重要事項確認日 令和 年 月 日

確認者氏名

【事業者】

<事業者名> 社会福祉法人 江寿会 共生型生活介護 アゼリー江戸川

<住 所> 東京都江戸川区本一色2-13-25

<代表者名> 理事長 磯野 正 印

【利用者】

<氏 名> _____

【保証人】

<氏 名> _____